

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

(パブリックコメント案)

令和3年 月
北九州市環境審議会

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3
第2章 現状と課題	4
1 ごみ量の推移	4
2 ごみの組成	8
3 ごみ処理経費	9
4 前計画の進捗状況(2019(令和元)年度)	10
5 将来のごみ量の見込み	12
6 今後の課題	13
第3章 基本理念と目標	16
1 基本理念	16
2 計画の視点	16
3 SDGs と本計画の関係性	17
4 計画目標	19
5 各主体に期待される役割と連携	24
第4章 取組みの方向性	25
1 3R の推進による最適な「地域循環共生圏」の構築	26
(1)家庭ごみの 3R の推進	28
(2)事業系ごみの 3R の推進	32
(3)プラスチックごみ対策	34
(4)食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)	38
(5)ごみ処理施設の今後のあり方	46
(6)ごみ処理の広域連携	48
(7)災害廃棄物処理	49
(8)適正処理の推進と安全・安心の確保	50
(9)ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上	51
(10)産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進	52
2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展	54
(1)環境教育・環境学習の推進	54
(2)環境を意識したライフスタイルの見直し	57
(3)地域コミュニティ・NPO・事業者の環境活動の推進	59
3 脱炭素社会、自然共生社会への貢献	60
(1)廃棄物処理における脱炭素社会への貢献	60
(2)自然共生の推進	62

(3)まち美化対策の推進.....	63
(4)海岸漂着物等の処理.....	64
(5)不法投棄防止対策.....	65
(6)生活排水の適正な処理.....	67
4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進.....	68
(1)リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援.....	68
(2)新たな技術や研究開発の推進.....	70
(3)産業振興と環境保全の好循環.....	70
(4)研究機関の集積.....	70
(5)高度リサイクルの推進.....	70
(6)環境国際協力・環境国際ビジネスの促進.....	71
(7)事業活動における資源の循環利用の推進.....	73
第5章 計画の推進.....	74
1 計画の周知.....	74
2 計画の進捗及び成果の点検・評価.....	74
3 国の環境施策に関する動向の把握	74
4 計画の見直し.....	74

資料編

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市では2011（平成23）年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組みに「低炭素」と「自然共生」の取組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向かた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきました。

市民の皆さんには、古紙や古着の集団資源回収や小型電子機器の分別回収、食品ロスやレジ袋の削減など、様々な施策にご協力いただき、その結果、市民1人あたりの家庭ごみの量は2009（平成21）年度の506gから、2019（令和元）年度には468gに減少しています。

さらに、「ものづくりのまち」として発展してきた本市の強みを活かし、循環型社会の構築のため進めてきた「エコタウン事業」においても、国の「中央環境審議会循環型社会部会」において、「日本としても代表的な静脈産業の集積を形成されている地域であり、この産業集積を活用して新たな取組を進めている」との評価を得るなど、成果をあげてきました。

こうした中、2017（平成29）年に、「北九州市環境基本計画—環境首都・SDGs実現計画」を策定し、基本理念として「「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」を掲げ、「世界の環境首都づくり」のグランドデザインを行政計画として具体化し、「北九州ブランドの確立」、「脱炭素社会の実現」、「循環システムの構築」、「環境・経済・社会の統合的向上」といった、重点的に取り組むべき方向性が示されました。

一方、国際社会では、2015（平成27）年の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が加盟国の全会一致で採択されて以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、廃棄物分野においても、プラスチックごみや食品ロスなど世界的な課題へ対応し、持続可能な社会づくりを目指すことが求められています。

国においても、プラスチック資源循環戦略や食品ロスの削減の推進に関する法律などにおいて、様々な取組みを行うこととしています。

さらに、近年では、地震や大雨、台風等の自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、こうした非常時の状況下においても、安全かつ安定的に廃棄物を処理する体制を確保することがこれまで以上に求められています。

このような、廃棄物行政を取り巻く様々な課題や社会情勢の変化にも的確に対応し、環境モデル都市として、SDGsの実現に向け、本計画を策定し、取組みを推進します。

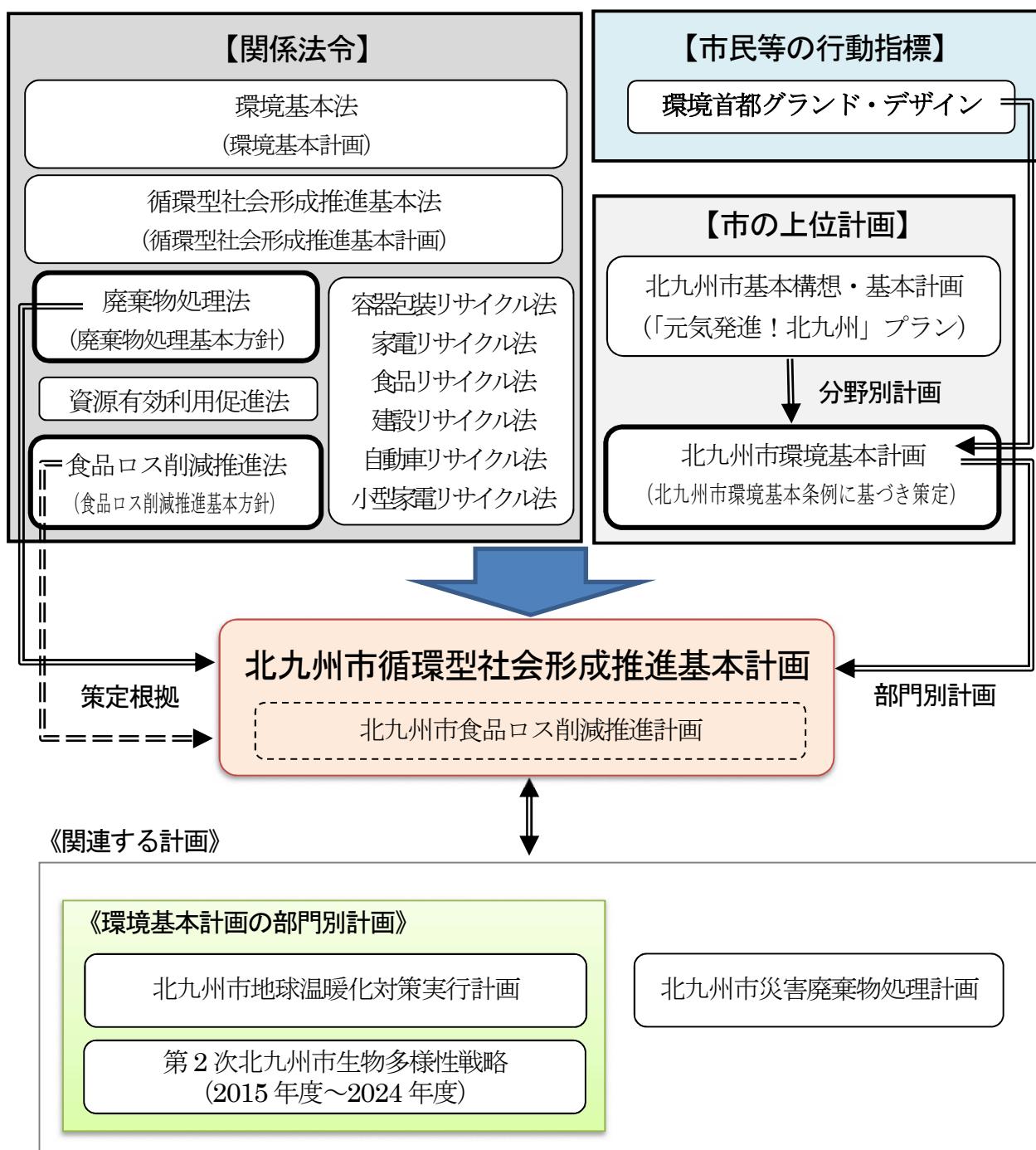
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画としても位置づけるものです。

(2) 本市の中での位置づけ

北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画であり、同時に「市民」、「事業者」、「地域団体・NPO」、「行政」における各主体の目標を共有しながら、循環型社会の構築を図っていくための指針となるものです。



3 計画期間

(1) 計画期間及び目標設定について

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

2019（令和元）年度の実績を基準として、2025（令和7）年度の中間目標と10年後の2030（令和12）年度の最終目標を定めます。

(2) 中間見直しについて

本計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行います。

2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2 年度)	2021 年度 (令和3 年度)	2025 年度 (令和7 年度)	2030 年度 (令和12 年度)
前計画期間			第2期計画期間	
基準年度		計画開始年度		中間目標年度
				最終目標年度

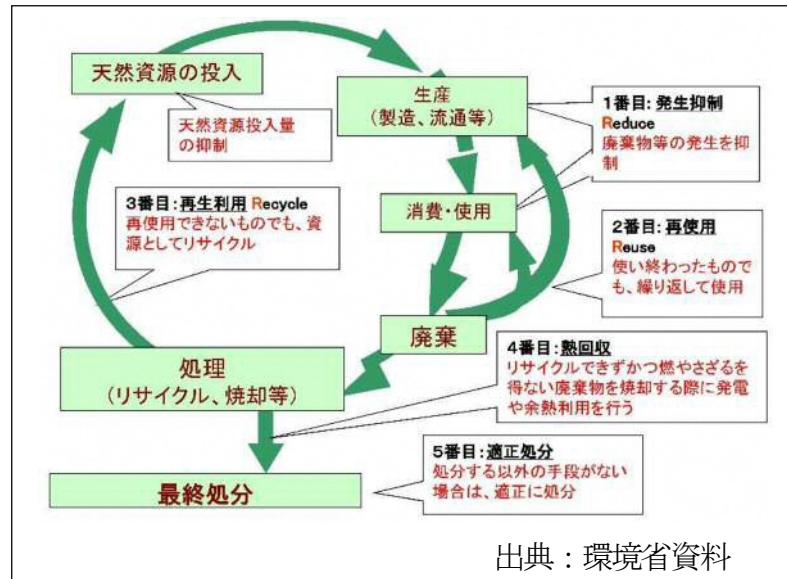
4 計画の対象

廃棄物処理法に基づき本市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、産業都市であることや、エコタウン事業などリサイクル産業の集積にも力を入れてきた本市の特性も踏まえ、「産業廃棄物」を含めた廃棄物全体を対象とします。

【参考】国の目指す「循環型社会」

20世紀型の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会経済システムにより、私たちは便利で快適な生活を送っていましたが、その一方で、温室効果ガスの排出による地球温暖化や石油などの天然資源の枯渇、資源採取による自然破壊など、さまざまな環境問題にも直面するようになりました。

このような課題を解決するため、国は、2000（平成12）年に「循環型社会形成推進基本法」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」の形成に向けた取組みを推進しています。



出典：環境省資料